

## 排出事業者責任追及について

### 1 両県連名による排出事業者への措置命令について

青森・岩手県境不法投棄事案に係る排出事業者等の責任追及については、両県が一体となって、事務を進めてきたものであるが、排出事業者の廃棄物が両県に跨る現場において特定されない場合においては、両県知事連名により措置命令を行うことが適切である旨の環境省の見解が出されたことを受けて、両県知事連名で、次のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づく措置命令を行ったものである。

#### (1) 被処分者（50音順）

アディロン株式会社（代表取締役 米田 吉孝）：東京都渋谷区恵比寿四丁目17番3号

株式会社タカラ（代表取締役 佐藤 慶太）：東京都葛飾区青戸四丁目19番16号

株式会社日立物流（代表取締役 山本 博巳）：東京都江東区東陽七丁目2番18号

株式会社ヒロモリ（代表取締役 窪田 潤一）：東京都台東区三筋一丁目3番5号

#### (2) 措置命令の内容

県境不法投棄現場から産業廃棄物の撤去を命ずる。

詳細は(4)に記載。

#### (3) 違反事由

委託基準違反（法第12条第3項違反）

無許可の収集運搬業者（積込みを行う場所の所在地を管轄する東京都知事及び千葉県知事の許可を受けていない有限会社滝澤産業）への委託

#### (4) 事業者別処分内容

(1)の事業者に対し、廃プラスチック類を焼却した燃え殻に相当する産業廃棄物である燃え殻(以下「燃え殻」という。)に係る産業廃棄物又は廃プラスチック類を圧縮減容したものに相当する産業廃棄物であるプラスチック類、紙類、繊維類、ガラス類、金属類及び木片類等を圧縮したごみ固形物(以下「ごみ固形物」という。)に係る産業廃棄物の撤去を命じたものである。

##### 【内 訳】

事業者名	燃 え 殻	ごみ固形物
アディロン株式会社	0 . 1 6 t	-
株式会社タカラ	0 . 0 8 t	2 t
株式会社日立物流	0 . 0 2 8 t	-
株式会社ヒロモリ	0 . 8 0 9 t	1 . 9 4 t
合 計	1 . 0 7 7 t	3 . 9 4 t

(5) 処分年月日 平成15年6月18日

(6) 履行期限 平成15年8月18日

#### (7) 措置命令の履行について

措置命令の履行は、実施計画書等の報告を求め、青森・岩手両県と協議の上行うこととしている。

両県では、今後、履行期限までに適正に処理するよう監視、指導していく。



## **資料2 排出事業者責任追及について：参考資料**

### **1 今回の産業廃棄物の流れ**

次ページのとおり

### **2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（関係部分抜粋）**

#### **（1）措置命令【法第19条の5】**

##### **（第1項：抜粋）**

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、都道府県知事は、必要な限度において、次に掲げる者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

##### **（第1項第2号：抜粋）**

第12条第3項の規定に違反する委託により当該処分が行われたときは、当該委託をした者

#### **（2）委託基準違反【法第12条】**

##### **（第3項：抜粋）**

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第8項に規定する産業廃棄物収集運搬業者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならない。

#### **（3）産業廃棄物処理業【法第14条】**

##### **（第1項：抜粋）**

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

##### **（第8項：抜粋）**

第1項の許可を受けた者は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

## 産業廃棄物の流れ

### 排出事業者

被処分者

への委託が法第 12 条第 3 項違反

### 収集運搬業者

(有) 滝澤産業

### 中間処理業者

縣南衛生(株)

焼却又は圧縮減容処理後 へ

### 最終処分業者

三栄化学工業(株)

**不法投棄**

燃え殻(焼却分)又はごみ固形物  
(圧縮減容分)を不法投棄